



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1423 2017年10月1日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談

今回は10月19日(木)です。

午後4時~6時(要予約)

公共施設再編のなかで 公民館のあり方は

「公民館」は、憲法26条(すべて国民は、等しく教育を受ける権利を有する)のもとで、社会教育法第22条によって定められた社会教育施設です。

平塚市の人口は約25万7千人。市内には28の小学校があり、公民館は、平塚市中央公民館をはじめ25の地区公民館があります。小学校区に約1つの公民館という全国的にも充実した設置のもとで、毎年、それぞれの公民館では活発な地域活動が繰り広げられています。

国は2014年4月、地方自治体に公共施設の縮小・統廃合を含めた「公共施設等総合管理計画」の策定を期限付きで求め、平塚市もそれを受け「平塚市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

平塚市は、それをさらに具体化するために「平塚市公共施設再編計画」を策定しました。

この中で、崇善公民館を複合施設(市民活動センターとの合築)に整備していく方針を出しています。

「これからの公民館のあり方について」 提言の要旨

公民館の有料化・民間への管理委託については、人づくり、コミュニティづくりに対し、平塚市は強い姿勢で原則無料を貫くべきである。地域コミュニティに深くかかわる『学び』や『つどい』を受益として捉えるのであれば、受益者は公民館利用者ではなく、地域そのものである。地域コミュニティの中核であり、生涯学習の場、地域の拠点として機能するよう、行政が積極的に係わっていくべきであり、民間委託をするメリットは見いだせない。

近年、国による公共施設の統合・縮小の動きに呼応して、全国では教育委員会が管理する教育施設も含めた公共施設の市長部局による一元化が進められている例も出てきています。

しかし、平塚市の社会教育委員会議では平成18・19年度に「これからの公民館のあり方について」という提言を発表しています。(左下の枠)

この提言は、「公民館は生涯学習の場であるとともに、その地域でのまちづくり、コミュニティづくりの拠点となっている。地域に住まうもの同士がつどい、ふれあうことによって地域コミュニティが強化されることは間違いない。『受益者は地域である』という基本的な姿勢のもと、行政がしっかりと運営していくべき」としています。

9月議会で松本敏子議員は、平塚市のこれからの「公民館のあり方」について質問しました。

●この平塚市社会教育委員会議の提言をどう考えているか。

(企画政策部長) 本市としても多くの住民が集い、学ぶ拠点としての公民館を「地域コミュニティを強化していく場」として位置づけている。また、公民館職員が地域の事業等を各種団体とコーディネートする役割を担っていることから、今後も提言を尊重し、地域の核となるよう公民館を運営していきたいと考えている。

●市長にもお聞きする。

(市長) 公民館の有料化、民間への管理委託についてであるが、私自身も公民館に務めていた人間であり、公民館を中心に

コミュニティが形成されている実際の事務、仕事にも携わってきているので、平塚における公民館の重要性、市民の皆さんにとっての重要性は十分認識している。このように積極的に具体的に行政が関わっていくべきであるという提言は、尊重しなければいけないと感じている。

「公民館を減らすことは、考えていない」と市長

●社会教育法第12条で「国及び地方公共団体は社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない。」として、公民館はじめ社会教育施設が住民の活発でかつ自由な意見の中で学び合い、住民の自治力を高めていく施設であることを保証している。

しかし、国の公共施設等総合管理計画によって公民館を「コミュニティセンター」に変えたり、民間委託に移行するなど住民の自由な学びの場が危ぶまれてきている。平塚市は公民館をほぼ小学校区毎に持ち、毎年、活動の成果を披露する公民館祭りが活発に行われている。市長はこの地域の公民館を減らすお考えはあるか。

(市長) 公民館がおよそ小学校区に一館あるというのは全国見てもないと思う。その中で生涯学習、社会教育の場だけではなく、地域の様々な活動、福祉、安心・安全、子育てに関わってきている。今の状況で平塚市の公民館を減らすということは私自身は考えていない。

崇善公民館と市民活動センターの 使用料は「無料」

●公民館の法的位置づけ、行政と市民の協働によるまちづくりを進める市民活動推進条例の趣旨からしても、(公民館、市民活動センターとも)有料化はそぐわないと考えるが見解は。

(企画政策部長) 現在、整備を進めている崇善公民館と市民活動センターとの複合施設については、施設使用料を無料としてオープンし、誰もが生き生きと、心豊かに学べる新たなコミュニティ拠点となるよう目指していく。

「平塚市公共施設再編計画」では、
今後10年間で市内公共施設の延床面積
全体の4%(大野公民館の面積の30館分
に相当)を削減していく、としています。

●将来の人口減少予測を過大に評価して、10年という短い期間に拙速な施設の削減、再編を進めることは、市民の教育権や行政と市民との協働のまちづくりに支障が出はしまいか。今後10年間で人口に大きな変化がなくても縮小や再編を進める

安倍政権が進める「働き方改革推進法案」は 決められた休日以外は毎日24時間勤務もOKになる

日本共産党国会議員団は、安倍政権が取りまとめた「働き方改革推進法案」について厚生労働省の担当課から説明を受けました。(9月21日)
それによると、「残業代ゼロ」の高度

のか。

(企画政策部長) これからの時代は人口の減少が予想されている。施設の再編は、計画から実施に至るまでに長い期間がかかることから、将来の市民に過重な負担とならない最適な量の施設を、より良い財産として保有するための取組を今から進めていく必要がある。

公共施設の再編は、事前説明会を開催し、
市民の意見を十分聞いて、住民と一緒に考
えて進めるべき。

●平塚市は今後、公共施設の再編に当たり、事前に市民の意見を聞く説明会を開くなど、市民の財産である公共施設のあり方は住民と一緒に考えていくという理解でいいのか。

(企画政策部長) 施設再編を進めるためには、市民の理解や協力は欠かせないものであり、市からの情報提供や市民からの意見などの相互理解を深めながら、より多くの市民に必要とされる公共施設を目指し、施設を利用する方と税金を納める方という双方の市民の視点を持って取り組んでいく。

プロフェッショナル制度の導入は、「年104日の休日を義務付けているが、その休日以外は毎日24時間の労働も可能になるのではないのか」と質すと、厚労省担当課は「可能だ」と認めました。

休みが104日に達しない場合は、割増賃金を払うことになるが、この制度は「残業代ゼロ」のため、労働時間管理が行われていません。また「同一労働同一賃金」と

いうが、「正社員との比較」の規定もなく、8つの法律を一本化して改定するこの「働き方改革推進法案」には、いくつもの問題があると指摘しています。

平塚市職員の働き方改革 H28年度の「特定事業主行動計画」の状況は？

平塚市職員の労働契約 36(サブロク)協定を見る

労働基準法36条では、「時間外労働や休日労働をさせる場合、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定めています。

これをサブロク(36)協定といい、労働基準監督署に届け出なくてはなりません。基本的には下の範囲内で時間外労働の上限を決定することになります。

1日当りの上限	1月当りの上限	1年当りの上限
6時間	45時間	360時間

しかし、組合との協議によって「特別な事情のあるときは、労使の協議を経て、延長することができる」とされており、それを労基署に書き添えて出せば、その上限まで延長することができるようになっています。平塚市の36協定の「特別な事情」による残業の上限は

1日当りの上限	1月当りの上限	1年当りの上限
15時間	80時間	600時間

但し、1か月当たり80時間は年6回までと限定しています。ところが、毎年、月80時間を超えて残業をしている職員は以下の通りです。

年度	月80時間を超えた職員数
H23年度	138人
H24年度	122人
H25年度	110人
H26年度	110人
H27年度	118人
H28年度	48人

各年度の最高残業時間数(者)は

年度	H24	H25	H26
最高時間	1,137時間	1,007時間	1,145時間

H27	H28
1,180時間	1,281時間

36協定では
上限を600時間
としていな

がら、労基法違反が常態化しています。公務員の働き方が改善されない限り、一般企業の改善は進みません。今後さらに、働く人が大切にされる「事業主行動計画」の推進を強く求めます。